

(公財) 福島県障がい者スポーツ協会
スポーツからはじめる共生社会実現プロジェクト
「特別アドバイザー派遣事業」実施要綱

(趣旨)

第1条 障がい者スポーツに取り組んでいる県内の団体や、障がい者が活動しているクラブ等を対象に、各団体の要望に応じた専門的知見を有する特別アドバイザーを派遣し、潜在的な課題の解決や活動の充実化への助言をすることで、各団体の更なる活性化及び本県の障がい者スポーツ参画人口の増加を目指す。

(内容)

第2条 各団体が実施する障がい者スポーツに関する活動（練習会、大会、講演会、その他活動全般）に、団体の要望に応じた障がい者スポーツに関する各分野の専門的な知識や実践経験を有するアドバイザーを予算の範囲内で派遣し、団体の活動活性化を支援するとともに、障がいがある方もない方も誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境を整備する。

(対象団体)

第3条 アドバイザーの派遣対象は、原則として障がい者スポーツに関する活動を行っている団体、障がいがある方が在籍している団体等（法人、任意団体は問わない）とするが、その他公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）が特別に認める場合はこの限りではない。

(対象経費)

第4条 アドバイザーの派遣に係る経費については次の各号のとおりとする。

- (1) アドバイザーに対する報償費及び旅費（以下「報償費等」という。）のみを対象とする。
- (2) 報償費等の単価については、協会が定める各種規程及び福島県が定める予算基準単価に準じる。

(申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体は、予め希望するアドバイザーと日程等を調整のうえ、スポーツからはじめる共生社会実現プロジェクト「特別アドバイザー派遣事業」申込書（様式第1号）を協会に提出する。

(派遣決定)

第6条 協会は、アドバイザーの派遣が適当と認められるときには、申請団体に対して、アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、アドバイザーに対して依頼（様式第3号）を行う。

(事業変更または中止)

第7条 申請団体が事業内容を変更または中止する場合は、速やかに協会へ報告する。

(効果検証)

第8条 協会は、事業の効果を検証するため、必要に応じて、アドバイザーの活動状況を現地で確認または申請団体から別途報告させるものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年 5月2日から施行する。